

知財分野における
地域・中小企業支援について
～地域知財活性化行動計画～
(案)

平成 28 年 9 月 26 日
特許庁

I. 計画の位置付け

平成 28 年 5 月 9 日に策定された「知的財産推進計画 2016」（知的財産戦略本部決定）では、「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が重要課題として位置付けられた。また、同 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016」でも、「中小企業における特許等の権利化・活用」に関し、「中小企業における特許等の権利化・活用については、本年度から、中小企業を対象とする出張面接等の機会の充実、食品の機能性に着目して特許を認める運用の普及、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化」を図るとともに、「独立行政法人工業所有権情報・研修館において、本年度から知財戦略策定のための知財調査等の支援メニューの多様化を目指して検討を進め、来年度以降段階的に支援メニューを拡大」することとされた。

これらを受けて、特許庁は、地域・中小企業の「生の声」を聴きながら、中小企業庁、経済産業局のほか、内閣府知的財産戦略推進事務局、農林水産省等の関係府省に加え、関連する民間機関とも協議を重ねた上で、9 月 26 日に開催した産業構造審議会知的財産分科会での議論を経て、ここに本計画を取りまとめた。

II. 知財分野における地域・中小企業支援の意味

我が国の中小企業は、381 万社と全企業数の 99.7%を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在である。

知的財産（以下「知財」という。）の観点からは、こうした中小企業が持つ優れた技術やアイデアが知財として戦略的に保護・活用され、その売上げや収益の増加に結びつくことが重要である。

知財の活用は、地域・中小企業にとって、企業経営への寄与が大きく、売上高営業利益率についてみれば、特許を保有する中小企業は平均 3.5%と、特許を保有しない中小企業の平均 1.8%、大企業の平均 2.6%と比較しても高い水準となっている。また、従業員一人当たりの営業利益についても、特許を保有する中小企業は平均 96 万円と、特許を保有しない中小企業の平均 29 万円と比較して高い水準となっている。

知財を有効に活用すれば、地方創生への寄与も期待できる。例えば、平成 18 年 4 月に導入された地域団体商標は、農水産品、観光資源等を含め、これまでに 600 件以上が登録されており、その権利を戦略的に活用することによって、売上げや輸出の増加につなげた事例も報告されている。

このように、知財は中小企業の経営や地方創生の面で大きな役割を果たすポテンシャルがあるにもかかわらず、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は 13%と、米国の半分以下であり、知財を取得・活用している地域・中小企業の「裾野」の広がりには、依然として限定的となっている。

地域・中小企業は、様々な制約（資金、人材、情報等の不足）から、知財活動に取り組もうとしても困難が伴うことも考えられる。

このため、特許庁は、中小企業の出願に関する相談から支援を開始し、支援の範囲を徐々に拡充してきた。現在では、アイデア段階から事業段階までの知財に関する相談に幅広く対応する「知財総合支援窓

口」を 47 都道府県に設置するほか、資金的支援として、料金減免制度や外国出願支援補助金を導入する等、経済環境の変化や中小企業のニーズの多様化に応じて、諸施策を展開してきている。

図 1：知財保有と企業経営への寄与

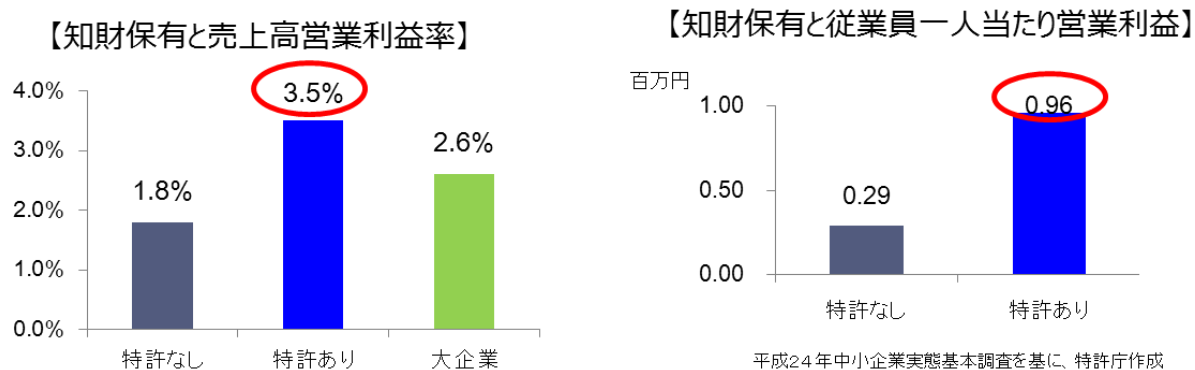
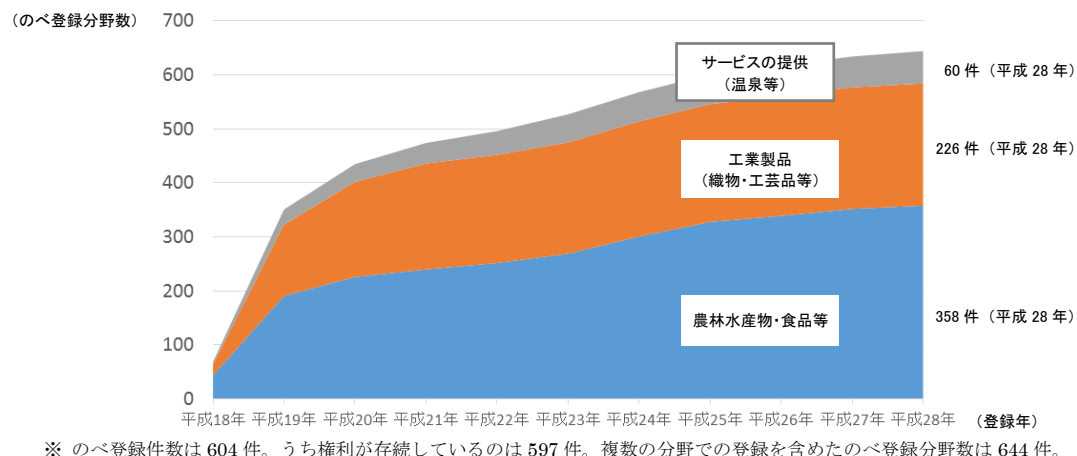


図 2：地域団体商標の登録件数推移



III. 地域・中小企業支援の基本方針

本計画においては、これまでの支援の取組の実績を踏まえ、以下を基本方針の柱とすることとした。

基本方針その 1：着実な地域・中小企業支援の実施

基本方針その 2：地域・中小企業の支援体制の構築

基本方針その 3：K P I の設定と P D C A サイクルの確立

これらの基本方針に則り、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目指す。

IV. 地域知財活性化行動計画

基本方針その１： 着実な地域・中小企業支援の充実

地域・中小企業支援に関しては、引き続き、特許庁及び（独）工業所有権情報・研修館（以下「^{インビット}INPIT」という。）が中心となり、知財に係る制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種の相談・支援対応など、基盤的な支援の取組等を着実に実施する。

そのために、平成 29 年度概算要求（特許特別会計予算 1,498 億円のうち、地域・中小企業支援関係予算：165 億円）に必要な予算を盛り込む等、所要の措置を講ずる。

なお、支援に当たっては、ユーザーの視点に立ち、特許庁が所管する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）のみならず、営業秘密や農業分野（育成者権、地理的表示）も含めた横断的な支援を受けることができる体制を整備すること、また、知財の取得、活用、保護それぞれの段階に応じて、きめ細かい施策を講ずることが重要である。

こうした観点から、「① 横断的支援」並びに「② 取得に係る支援」、「③ 活用に係る支援」及び「④ 保護に係る支援」として、それぞれの支援の内容及び今後の取組の方向性を取りまとめた。

（１）横断的支援

① 各経済産業局の「特許室」及び INPIT の「知財総合支援窓口」（47 都道府県）が連携し、ワンストップサービスを提供する。

- 営業秘密、農業分野を含め、横断的な課題に対応するため、各経済産業局の「特許室」を「知的財産室（仮称）」に改組する（平成 29 年 4 月～）。
- 審査官の出張面接審査、制度の普及啓発等を行う「巡回特許庁」の取組を拡充する（平成 28 年度 6 地域 → 29 年度 9 地域）。
- 「政府関係機関移転基本方針」（本年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部会合決定）及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（本年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部会合決定）に基づき、INPIT の「近畿統括拠点（仮称）」を設置する（平成 29 年 10 月までに）。
- 「近畿統括拠点（仮称）」、経済産業局等において、テレビ面接審査を可能とする体制・施設を整備する（平成 29 年 4 月～）。
- 地域・中小企業のニーズを踏まえた支援施策を展開するため、全国的なニーズ・満足度調査を実施する（平成 29 年 4 月～）。

② 国内外の特許、実用新案、意匠、商標等が検索可能なデータベース（J-PlatPat（特許情報プラットフォーム））を整備する。

データの内容を充実させつつ、着実に運用し、アクセス数の増につなげる。

(2) 取得に係る支援

① 審査請求料等の減免

従来から、費用を 1/2 又は 1/3 に軽減しているところであるが、本年 4 月から、更に特許料等を 10%引き下げた。今後は、その効果等について、調査・検証を行う。

② 外国出願の支援

現地代理人費用等の 1/2 を補助しており（平成 27 年度 700 件）、29 年度には、900 件まで拡大する。

③ 先行技術調査の支援

自社技術に関連する特許の調査・分析に係る費用を補助しており（平成 27 年度 100 件）、29 年度には、研究開発段階を中心として、150 件まで拡大する。

④ 出張面接審査

審査官が地方に出張し、出願に係る面接を実施しているが（平成 27 年度 400 件）、地方の利便性を高めるため、32 年度までに、これを 1,000 件に拡大する。

⑤ 早期審査

この制度における一次審査期間は平均 2 カ月程度となっている（通常平均 10 カ月程度）。中小企業は、全て早期審査を利用可能であり、引き続き、中小企業のニーズに応じ、着実に実施する。

(3) 活用に係る支援

① 知財に着目した融資の円滑化

地域金融機関が行う知財ビジネス評価書等の作成を支援しているが（平成 27 年度 150 件）、この取組を通じて、知財に着目した融資を、31 年度までに、全国 540 の地方銀行・信用金庫・信用組合のうち、47 都道府県の 300 機関に普及させる。

② 知財の活用の促進

現在は、金融機関と大学が連携した知財マッチング、特許と標準を融合させた知財戦略構築等を支援しているが、今後は、知財紛争処理等のモデル的な取組に対しても、支援を行う。そして、平成 31 年度までに、他の地域に展開可能な 20 件の取組を創出する。

③ 知財のマッチングから販路開拓までの支援

平成 28 年度から 30 年度末にかけて、民間出身の「事業プロデューサー」を福岡県、埼玉県、静岡県に長期派遣する。それらの効果を検証した上で、他の地域へ展開することを検討する。

④ 知財を活用した海外ビジネス展開の支援

これまで、マーケティング調査等によるブランド戦略策定、海外メディア招聘・見本市出展等のプロモーション支援を実施してきており、平成 28 年度からは、地域団体商標の海外展開も支援する（11 品目）。また、今後は、効果的なプロモーション手法を検証した上で、他へ適用を拡大することを検討する。

⑤ 専門家による海外展開の支援

現在は、INPIT が、民間企業での知財経験と海外駐在経験を持つ、「海外知的財産プロデューサー」（7 名）を全国各地に派遣し、相談に対応している。今後は、その効果を検証した上で、人員を拡大することを検討する。

(4) 保護に係る支援

① 海外での侵害対策への支援

模倣品の調査、提訴された場合や悪意のある先取り商標を取り消す場合における弁護士等への相談費用や係争費用を補助しており（平成 27 年度 45 件）、今後とも、セーフティネットとして機能するように、支援を継続する。

② 海外知財訴訟保険の創設

平成 28 年度から、知財訴訟保険を創設し、掛金負担の一部を補助している（28 年度には 500 社の加入を想定）。この制度について、31 年度までに、1,200 社以上の加入を目指す。

③ 相手国政府への働きかけの強化

これまで、我が国企業が海外でも知財を円滑に取得・活用できる環境を整備するため、政府間協議を行うとともに、相手国の税関職員を対象とした研修等を実施しており（平成 27 年度の対象国は 8 カ国）、29 年度からは、その対象国を拡大（TPP 加盟国等 13 カ国）する。

④ 国内知財紛争への対応

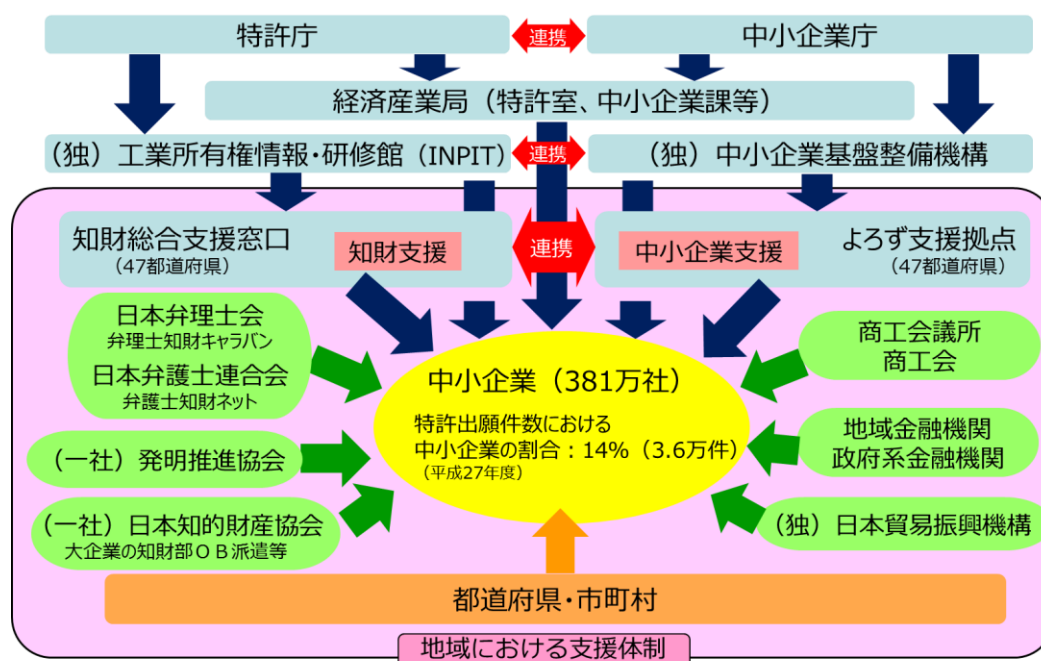
侵害行為の立証について、十分な証拠収集が困難である等の問題が指摘されていることを踏まえ、知財紛争処理システムの更なる機能強化に向け、今秋から、内閣府知的財産戦略推進事務局とも連携し、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、本格的な検討を開始する。

基本方針その2：地域・中小企業の支援体制の構築

知財の取得・活用に関しては、ユーザーから、支援機関が複数存在し、「どこに行けばどのような支援が受けられるのか分かりにくい」という指摘がある。また、有識者からは、知財意識の啓発とともに、支援施策自体へのアクセス性の改善も重要であるとの指摘もなされている。

このため、中小企業庁との密接な連携の下、「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点」が中心となり、各地域の実情に応じ、ユーザー視点に立ったきめ細かい支援の取組を総合的かつ一体的に展開する体制を構築する。その際には、弁理士、弁護士、（一社）日本知的財産協会など、関連する専門家、機関から最大限の協力を得るとともに、商工会議所・商工会・地域金融機関、JETRO 等との緊密な連携を図る。

図 3. 地域・中小企業の支援体制



基本方針その3：KPIの設定とPDCAサイクルの確立

地域・中小企業に対する支援施策及び支援体制の実効性を高めるためには、それらの実績や効果について定期的に検証した上で、施策や体制について、不断の見直しを行っていくことが必要である。

(1) KPIの設定

基本方針その1及びその2で示した支援施策及び支援体制の下、中央レベル（特許庁及びINPIT）及び地域レベル（経済産業局及び知財総合支援窓口（47都道府県））それぞれにおいて、支援の取組の成果を客観的に評価できるよう、「成果目標」（KPI）を設定する。

中央レベルでは、意欲的なKPIを、地域レベルでは、当該地域の中小企業数や産業構造等に応じたKPIを設定した上で、ユニバーサルな知財サービスの実現を図る。

① 中央レベル（特許庁及び INPIT）の目標

- 全国の知財総合支援窓口における相談件数
平成 27 年度 8 万件 → 31 年度 9.5 万件（20%増加）
- 全国の知財総合支援窓口を通じた弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
平成 27 年度 12,500 件 → 31 年度 15,000 件
- 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数
平成 27 年度 700 件 → 31 年度 1,500 件
- 知財に着目した融資等を行う金融機関数
平成 27 年度 6 機関 → 31 年度累計 50 機関
- 特許出願件数における中小企業の割合
平成 27 年 14% → 31 年 15%
- 新規に特許等の出願を行う中小企業数
平成 27 年 1,600 社 → 31 年 2,500 社（特許出願の場合）

※ 平成 31 年度は、INPIT の第四期中期目標期間最終年度。

② 地域レベル（経済産業局及び知財総合支援窓口（47 都道府県））の目標

共通目標として、本年末までに、平成 31 年度までの目標を設定する。

- 知財総合支援窓口の相談件数
- 知財総合支援窓口を通じた弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
- 知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数 等

また、地域の特色を踏まえた平成 31 年度までの目標を、29 年度中に設定する。

- 農産品に係る相談・支援件数／特許等の新規出願件数
- モノづくりに係る相談・支援件数／特許等の新規出願件数
- 海外展開に係る相談・支援件数／海外への特許等の出願件数
- 知財に着目した融資件数
- 他地域に展開すべき、先進的な優れた支援事例 等

(2) PDCA サイクルの確立

目標の達成状況について、①掲げられた KPI は達成できたのか、②達成できなかった場合には、何が足りなかったのか、③既存の施策の問題点は何か、④効果の小さい施策について、改善すべき点は何か、といったことを検証するとともに、各地域の先進的な取組事例など、優れたノウハウを全国ベースで共

有するため、毎年4月及び10月に、特許庁・中小企業庁幹部、経済産業局知財政策責任者、INPIT 幹部、知財総合支援窓口代表者等が一堂に会する「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議（仮称）」を開催する。

なお、平成29年度に向けては、本年末までに、地域レベルの共通目標を設定した上で、29年10月の検証を経て、同年度末に、30年度の目標や事業計画を取りまとめる。

また、中小企業向けのニーズ・満足度調査の結果も踏まえ、目標の改定、政策対応の見直し、充実を図ることにより、PDCAサイクルを確立する。

図4. PDCAサイクルの確立

